

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成30年5月24日(2018.5.24)

【公開番号】特開2016-208080(P2016-208080A)

【公開日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2016-067

【出願番号】特願2015-83324(P2015-83324)

【国際特許分類】

H 03K 17/08 (2006.01)

H 03K 17/695 (2006.01)

H 02M 3/28 (2006.01)

【F I】

H 03K 17/08 C

H 03K 17/687 B

H 02M 3/28 T

H 02M 3/28 C

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月3日(2018.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

先ず、ドライバ2からスイッチング素子Q2をオンする電圧がスイッチングユニット1に入力される場合、即ちターンオン時について説明する。尚、ドライバ2の駆動電圧がローレベルであるオフ状態においても、スイッチング素子Q2の出力容量が充電されているため、スイッチング素子Q2のドレイン・ソース間電圧Vdsは0Vを上回る所定の電位を示している。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

(その他の実施形態)

第2実施形態の構成に、コンデンサCs1を追加しても良い。

ダイオードD1～D3をツェナーダイオードにしても良い。また、ショットキーバリアダイオードD3を、ダイオードにしても良い。

ダイオードD2を、抵抗素子に置き換えるても良い。

コンデンサCs1に並列に、抵抗素子を接続しても良い。

第3実施形態において、ダイオードD3は必要に応じて設ければ良い。また、第1及び第2実施形態の構成についても、必要に応じてダイオードD3を接続しても良い。